

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学保有個人情報管理細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (監査責任者)</p> <p>第6条 本学に、保有個人情報監査責任者(以下「監査責任者」という。)1人を置き、本学の監事(常勤)をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 管理体制 (監査責任者)</p> <p>第6条 本学に、保有個人情報監査責任者(以下「監査責任者」という。)1人を置き、本学の監事をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (細則第9号)

この細則は、平成25年4月15日から施行する。